

地震保険制度と共済に係る勉強会 説明資料②

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課

消費生活協同組合業務室

- (1) リスク分散
- (2) 損害調査・引受けの実務
- (3) 現行の地震保険制度への参入意向

(1) リスク分散

1. 契約者の範囲

- 消費生活協同組合が実施する共済事業において、共済契約の契約者となることができる者は、消費生活協同組合法に基づき、各組合が定款で定める加入資格を有し、組合員となった者に限定される。
具体的な加入資格については、定款で定める地域に居住および勤務地を有する者、また、定款で定める職域内に勤務する者等が対象となっている。

2. 連合会との共同引受け

- 厚生労働省所管共済事業実施組合においては、全国組織を持つ連合会が多く、連合会の会員生協を通して、組合員は連合会の実施する共済に加入する。多くの場合、連合会が共済金の支払い責任の100%を保有するが、一部では会員生協と共済責任を分担（共同引受）する場合もある。共同引受けの実施有無や、引受割合等については、各組合が独自に設定している。

3. 再保険（再共済）の状況

- 厚生労働省所管共済事業実施組合においては、一部の組合は必要に応じて、他組合や保険会社等に出再している。
（再保険（再共済）先：日本再共済生活協同組合連合会、三井住友海上火災保険株式会社など）

4. キャットボンドの活用

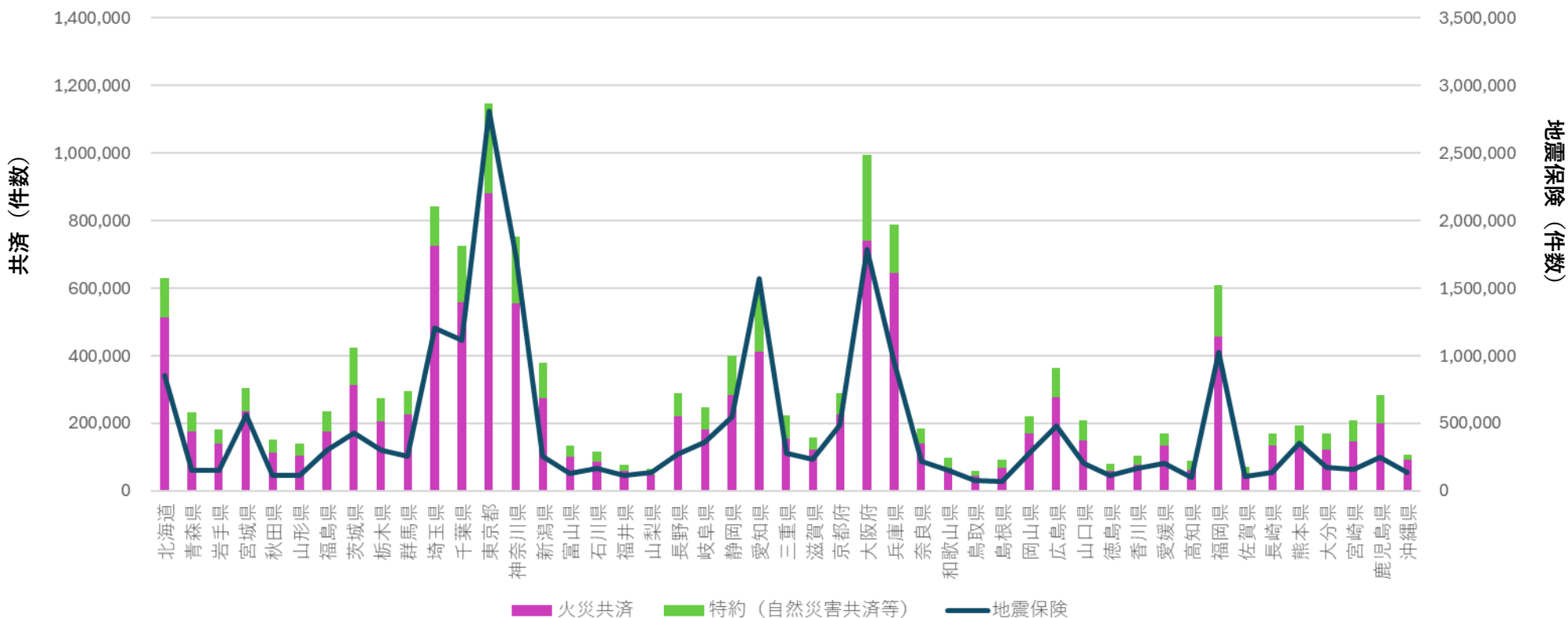
- 厚生労働省が所管する火災共済事業実施組合において、キャットボンドを活用している組合はない。

(1) リスク分散

5. 地域的な分散の状況

- ・地震保険と同様、全国的に契約が分布している。

火災共済・自然災害共済・風水害共済と地震保険の契約件数



注1) 厚生労働省所管火災共済事業実施組合16組合のうち、回答のあった12組合の合計。
 注2) 都道府県単位以外で管理している契約者については未集計。
 注3) 各組合が把握している直近の契約者数。(組合によって事業年度が違うことから、時点に差がある。)
 (出展) 地震保険は地震保険統計(損害保険料率算出機構HP) 2024年度末の保有契約件数。

(2) 損害調査・引受けの実務

| | こくみん共済coop | 全国生活協同組合連合会 (都道府県民共済グループ) |
|--------------|---|--|
| 調査の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社による立合調査 ・ 自社による統一認定基準 (迅速性、的確性、公平性) <p>※ 必要に応じ外部委託</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国生協連と会員生協が連携して実施 ・ 罹災証明書 (地方自治体による発行) ・ 加入者が提出する申告書 (損害復旧見積書、写真など) <p>※ 必要に応じ職員等を現地派遣</p> |
| 大規模災害時の特別対応等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空写真等を用いて街区単位で損害認定を実施 ・ 災害救助法適用地域における共済金請求書類の簡略化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星写真等を用いて損害認定 (津波被害の場合) を実施 |
| 研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済募集人資格研修、住宅審査研修など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災共済研修会、役職員研修会など |
| 体制 | <p>平時：【準備】 システム開発、機材整備、研修等</p> <p>有事：【体制確保・対応】 拠点設置、全国から対応要員の動員・確保、システム運用等</p> | <p>平時：【準備】 システム開発、機材整備、研修等</p> <p>有事：【体制確保・対応】 拠点設置、全国から対応要員の動員・確保、システム運用等</p> |
| システム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話受付 (24時間365日) ・ オンライン受付 <p>・ チャット相談等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話受付 (24時間365日) ・ オンライン受付 |
| イメージ | | |

(3) 現行の地震保険制度への参入意向

| | こくみん共済coop | 全国生活協同組合連合会 (都道府県民共済グループ) |
|----------|---|--|
| 商品概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災共済 ・自然災害共済 (火災共済とセット (任意付帯)) (地震保障20%または30%) | <ul style="list-style-type: none"> ・火災共済主契約 (地震保障5%) ・特約 (任意付帯、地震保障15%) |
| 共済の対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物 (居住者がいる住宅又は事務所・店舗等併用住宅) ・家財 (居住者が所有する家財) | <ul style="list-style-type: none"> ・建物 (居住者がいる住宅又は店舗等併用住宅) ・家財 (居住者が所有する家財) |
| 実施の目的 | 『国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期すること』 (消費生活協同組合法 第1条) | |
| 支払限度額 | ・6,000億円 | ・3,000億円 |
| 再保険・再共済 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本再共済連 比例再共済：5% 超過損害額再共済：510億円超から6,000億円まで | <ul style="list-style-type: none"> ・海外再保険会社76社 超過損害額再共済：300億円超から3,000億円まで |
| 参入の意向 | <ul style="list-style-type: none"> ・関心はある <ul style="list-style-type: none"> ・共済事業においては当然相応の備えを講じている ・一方で、地震リスクが顕在化していることは事実 ・参入により組合員の安心をより盤石なものとする ・回答は留保 <ul style="list-style-type: none"> ・制度や運営の違いは大きい ・参入により生じる影響を把握しきれていない | <ul style="list-style-type: none"> ・参入の意向あり <ul style="list-style-type: none"> ・現行の地震特約に替えて、火災共済主契約に地震保険を上乗せする形を想定 ・検討には時間が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・制度要件について課題 (必要となる費用、加入事務、査定方法等を含む) がある |
| 参入の理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・回答留保につき意見なし | <ul style="list-style-type: none"> ・現行の火災共済制度に係る地震保障は、主契約と特約を合わせ最大20% ・一共済団体として、これ以上の地震保障を組合員に提供することには限界がある ・加入により30%以上の保障を組合員に提供できる |
| その他のメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの火災共済利用者に対して、公的地震保障を提供できる | |

(3) 現行の地震保険制度への参入意向

現行の地震保険制度への参入意向について ※ 4月中旬に厚生労働省所管火災共済事業実施組合（16組合）へ行ったアンケートの回答

- ・ 関心がある（4組合）、関心がない（11組合）、その他（1組合）



組合からの意見

- 地震保険と同等の保障制度への参入の場合は、掛金の上昇も検討しなければならず、現段階では参入が難しいと判断。
- 地震保険制度に関心はある。一方で、制度や運営に違いが多く、こういった影響が生じるかが把握できないため、現行の地震制度への参加意向については回答を控えさせていただく。
- 参入に関心はあるが、参入条件等がどのようになるかを注視したい。
- 現行実施の共済は、風水害補償と地震補償等をセットとし、共同事業運営しているため、地震部分を切り離れた運営（とくに再共済）が可能かどうか慎重な検討を要する。
現行実施の自然災害共済は、参考純率に即しているわけではないので、現制度上の構造区分を地震保険のそれに一意に決定できない。また、料率機構へのデータ提供態勢構築など、対応には相応のコストが求められることとなる。
地震保険付きの新たな共済商品を開発のうえ、現行の自然災害共済とは併売ないし、新規契約止めとすることは、維持コスト観点から慎重な検討を要する。
地震保険スキームにより、民間損保と同様に応分負担として地震再保険社のB特約を受再することは他社のリスクを引き受けることとなるため、生協法の趣旨からは未想定であり、組合員理解も一定程度のハードルがあると想定される。